2026 年 11 月

お客さま各位

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社

お客さまのご利用口座に関する重要なお知らせ

～ 口座管理機関の変更およびスマートプラスへの口座移管について ～

平素より三菱ＵＦＪアセットマネジメント（以下、弊社）の商品およびサービスをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

このたび、お客さまがご利用中の弊社取引口座につきまして、口座管理業務を行う金融機関（口座管理機関）を変更いたします。また、その後、金融商品取引業者である株式会社スマートプラス（以下、「SP 社」といいます。）へお客さまの口座を移管（現在ご利用いただいている口座を SP 社へ引き継ぐこと）する運びとなりました。

今回のお知らせについて、お客さまに直ちにお手続きいただく事項はございません。本件は、お客さまが保有するファンドの運用継続およびサービス提供体制の維持を目的として実施するものであり、移管後は一部のお手続きについて利便性の向上が見込まれます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、口座管理機関の変更や口座移管をご希望されない場合はお手続きが必要となります。詳細については、別添資料に記載しておりますので内容をご確認ください。

【本件ご案内の要旨】

本件は、お客さまが保有されている投資信託を引き続き保有いただけるよう、まず口座移管前の暫定的対応として口座管理機関を変更し、その後、2027 年 3 月頃（予定）に金融商品取引業者である SP 社へ口座を移管するという、2 つの手続き実施に関するご案内となります。

① 2027 年 1 月 18 日：口座管理機関を変更します
現在口座を管理する金融機関が業務を終了するため、暫定的に口座管理機関を変更します。この変更によって、現在のサービス内容やお客さまの注文手続きが変更となるものではありません。

② 2027 年 3 月頃（予定）：SP 社へ口座を移管します
口座管理機関の変更後、お客さまの口座をSP 社へ移管します。移管後は、従来の電話に加え、Web からも解約のお手続きが可能となります。

③ 口座管理機関の変更や口座移管を希望されない場合を除き、現時点でお客さまに直ちに行っていただくお手続きはありません
ただし、変更・移管をご希望されない場合には所定のお手続きが必要です。詳細は別添資料をご確認ください。口座移管日や各種手続きの受付停止期間など、現時点で確定していない日程につ

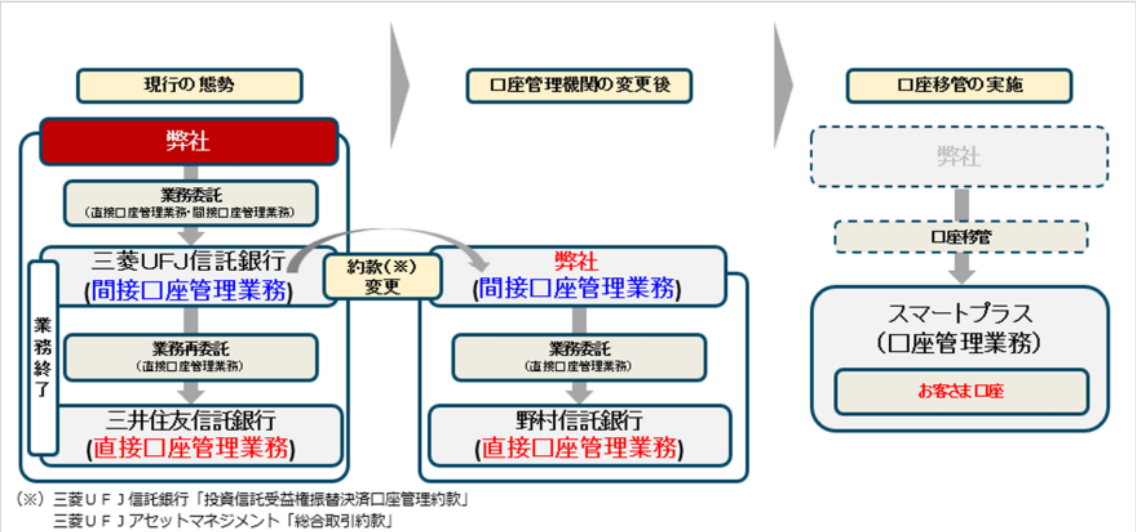
いては、2027 年 1 月頃にあらためてお知らせします。

主に以下の資料 3 点、加えてご参考の資料にてご案内いたします。

資料名	記載概要
「お客さまのご利用口座に関する重要なお知らせ」（本紙）	・口座管理機関の変更、個人契約口座の移管に関するお客さまへのお知らせ、背景等のご説明 ・口座管理機関の変更、個人契約口座の移管それぞれの対応に関する概要、スケジュール等のご案内
別紙 1「『投資信託受益権振替決済口座管理約款』の一部変更および口座振替のお知らせ」	・口座管理機関の変更に伴い、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「MUTB」といいます）が管理する口座管理約款の変更内容の詳細 ・口座管理機関の変更に同意いただけない場合のお手続きのご案内
別紙 2「SP 社への口座移管実施に関するお知らせ」	・口座移管の実施に伴い、お客さまからの申請手続きやお取引（保有商品のご解約等）に生じる影響 ・移管をご希望されない場合のお手続きに関するご案内
（ご参考）「総合取引約款（新旧対照表）」	・新しい約款に関する対比表　※お手続きをいただく必要のあるものではございません

また、本件の流れを図示したイメージ図は以下の通りとなっております。

【本件全体のイメージ図】



本件ご案内から口座移管実施までのスケジュールについては次ページの表の通りとなっており、現時点で記載のない詳細な日程は 2027 年 1 月頃に改めてご案内させていただく予定です。

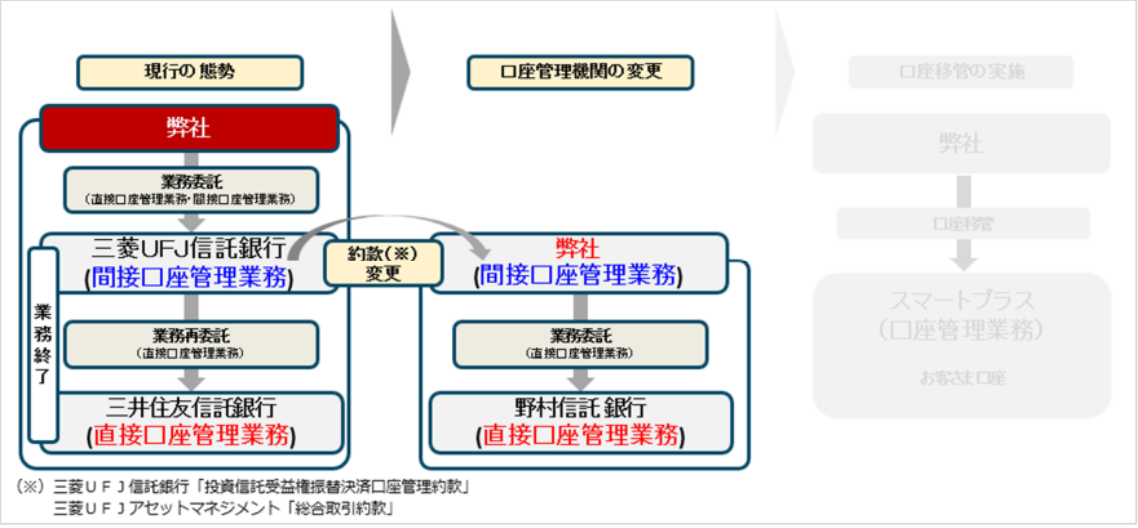
【本件のスケジュール】

対応の流れ	対応時期
お客さまへのご案内	（本書）
三菱ＵＦＪ信託銀行約款の変更効力発生日	2026 年 11 月 17 日
三菱ＵＦＪ信託銀行の約款変更異議申立期限	2026 年 12 月 21 日
口座管理機関の変更実施日、弊社新約款の変更効力発生日	2027 年 1 月 18 日
口座管理機関変更完了のお知らせ	2027 年 1 月中旬以降
口座移管に必要な手続き（公告など）	2027 年 1 月下旬以降
お客さまからの申請手続き受付停止	口座移管作業実施日までの 2 週間（予定）
移管実施前の取引注文の最終受付日時	口座移管作業実施日の前営業日 16 時まで（予定）
口座移管作業実施	2027 年 3 月頃（予定）
会社分割の効力発生日	2027 年 3 月頃（予定）
口座移管に必要な事後手続き（開示など）	2027 年 3 月頃（予定）

記

１．口座管理機関の変更

【手続きのイメージ図】



現在お客さまにご利用いただいている弊社の直販口座管理業務を担う金融機関より、当該業務から撤退し業務提供を終了する旨の通知を受領いたしました。協議を重ねた結果、当該金融機関の業務終了方針に変更がなかったため、弊社としてはお客さまへの影響が極力生じないよう代替となる金融機関を選定し、2027 年 1 月 18 日に新たな口座管理業務態勢を構築いたします。これに伴い、終了する業務のうち間接口座管理業務（下記の表および説明をご覧ください）を弊社が担うことになります。

変更に関し、お客さまにご確認いただく内容、スケジュール等の詳細につきましては、別添「『投資信託受益権振替決済口座管理約款』の一部変更および口座振替のお知らせ」にてご案内しておりますので、必ず内容をご確認ください。

（１）口座管理業務を行う金融機関の変更内容

現在、口座管理業務を行っている金融機関 2 社が同時に業務を終了するため、2 社それぞれについて代替となる金融機関に変更いたします。

なお、口座管理機関の変更に伴い、現在ご提供しているサービス内容や、お客さまにおける注文手続きには変更はございません。

実施業務	変更前	変更後
直接口座管理業務※1	三井住友信託銀行	野村信託銀行
間接口座管理業務※2	三菱ＵＦＪ信託銀行	三菱ＵＦＪアセットマネジメント

※1 直接口座管理業務
証券保管振替機構（ほふり）に直接口座を設け、投資信託の振替に必要となる記録や残高の管理、決済に関する確認などを行う業務です。お客さまが保有する投資信託を適切に管理するための仕組みを、証券保管振替機構（ほふり）との間で担う役割となります。

※2 間接口座管理業務
直接口座管理機関を通じて、お客さまごとの投資信託の保有状況を記録・管理し、必要な振替手続きを取り次ぐ業務です。お客さまの投資信託の保有状況を個別に管理し、※1 の直接口座管理機関につなぐ役割となります。

（２）口座管理機関変更に伴う口座管理約款の変更とそれに同意いただけない場合

上記の通り、お客さまごとの直販口座管理は、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社（以下「MUTB」といいます）が『投資信託受益権振替決済口座管理約款』（以下「約款」といいます）に基づき管理を行っております。MUTB の業務撤退・業務終了に伴い金融機関を変更するため、約款の一部が変更となります。

なお、口座管理機関の変更に伴う口座管理約款の変更に同意されない場合、保有されている投資信託の全部解約等のお手続きが必要となります。スケジュール等の詳細は別添の「『投資信託受益権振替決済口座管理約款』の一部変更および口座振替のお知らせ」を必ずご確認ください。

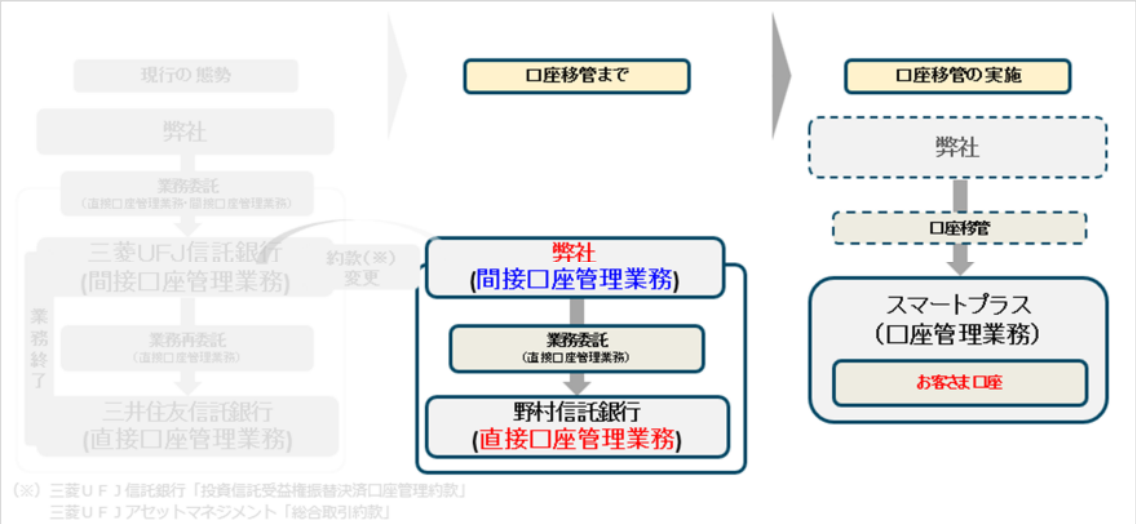
（３）弊社の「総合取引約款」の変更

MUTB「投資信託受益権振替決済口座管理約款」の変更に伴い、後継の位置づけとして弊社の「総合取引約款」の別添という形式で「口座管理約款」を設けます。変更の詳細については、別添「総合取引約款（新旧対照表）」にてご確認ください。

本項目はお客さまへのご案内を目的としており、お客さまに対応いただくお手続き等はございません。

２．個人契約口座の移管

【手続きのイメージ図】



口座管理機関を変更した後、2027 年 3 月頃（予定）に、会社分割の方法にて、対象事業に係る契約関係等を承継会社である SP 社へ引き継ぐことを予定しており、これにより、お客さまにご利用いただいている弊社直販口座を金融商品取引業者である SP 社へ移管する運びとなりました。

現在の直販サービスでは、弊社にてお客さまからのご解約の受付および残高管理を行ってまいりましたが、現在の直販サービスを将来にわたって安定的に提供するとともに、お客さまの利便性を高めるため、サービス提供体制について検討を重ねてまいりました。その結果、お客さまが保有されているファンドを継続して保有いただける方法として、SP 社への口座移管を実施することといたしました。

SP 社は、2024 年 10 月に先行して弊社のインターネット直販サービス「mattoco」の口座を移管した実績があり、その後、後継サービス「mattoco+」を弊社と共同で運営している金融商品取引業者です。直販口座の移管後は、これまでと同様の電話でのご解約の受付に加え、Web からのお手続きも受け付け可能となります。

詳細につきましては、別添「スマートプラス社への口座移管実施に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、口座移管にあたり、SP 社のシステムにて行うご利用開始に必要なお手続きについては、2027 年 1 月以降、SP 社よりお客さま宛てに個別のご案内が送付されます。お手元に届きました

らそちらも併せてご確認くださいますようにお願いいたします。

上記の実施にあたり、お客さまにおかれましては一時的にご不便をおかけすることとなりますが、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

上記に関してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】
三菱ＵＦＪアセットマネジメント（ダイレクトセンター）専用フリーダイヤル：0120-114-387
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

（移管実施後のご連絡先）
【口座に関するお問い合わせ】
SP 社のご連絡先については 2027 年 1 月以降に順次ご案内予定です。

【保有商品に関するお問い合わせ】
三菱ＵＦＪアセットマネジメント フリーダイヤル：0120-151-034
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

以上

＜株式会社スマートプラスについて＞
会社名 ： 株式会社スマートプラス 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3031 号
所在地 ： 東京都千代田区九段北 1 丁目 8 番 10 号 住友不動産九段ビル 9 階
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産運用業協会
公式サイト ： https://smartplus-sec.com/

【本資料のご利用にあたっての注意事項】
■本資料は、三菱ＵＦＪアセットマネジメントがお客さまへのご案内を目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、スマートプラス社（または販売会社）よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
■本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。

■投資信託にはリスク（投資元本を割り込むおそれ）があり、購入には費用（手数料等）がかかります。mattoco+における投資信託のリスクと費用の詳細は以下をご覧ください。
https://app.mattoco-plus.jp/riskAndCost

＜口座開設・お取引に関するご留意事項について＞※以下は、任意で mattoco+の利用を希望される場合の留意事項です。
■mattoco+で取引が行われる投資信託を管理するための証券口座は第一種金融商品取引業者であるスマートプラスに開設され、投資信託のお取引についてもスマートプラスとの間の契約となります。
■証券口座の開設にあたってはスマートプラス所定の審査が行われ、必ずしも事前に口座開設が約束されるものではありません。
■スマートプラスでお取引いただくこととなった際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会

（以下、空白）

2026 年 11 月

お客さま各位

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

『投資信託受益権振替決済口座管理約款』の一部変更および口座管理機関変更のお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客さまにおかれましては、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社（以下「MUAM」といいます。）が運用する投資信託受益権を保有いただいておりますが、その口座は、『投資信託受益権振替決済口座管理約款』（以下「約款」といいます。）に基づき、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）が管理しております。

当社は、MUAM から委託を受け、MUAM が販売する投資信託受益権にかかる口座管理業務を行ってまいりましたが、今般、当社による当該口座管理機関業務の撤退に伴い、MUAM との協議の結果、2027 年 1 月を目途に、お客さまの投資信託受益権にかかる口座管理機関を当社から MUAM へ変更させていただく運びとなりました。これに伴い、お客さまの投資信託受益権を当社の振替決済口座から MUAM の振替決済口座へ振り替えさせていただきたく存じます。つきましては、当該口座振替を行うため、2026 年 11 月 17 日付で約款第 7 条 3 項を別添 1 のとおり変更させていただきたくご通知いたします。

今回の口座振替により、お客さまの口座管理契約の相手方が当社から MUAM に変更となり、以後は MUAM の約款（別添 2 ご参照）が適用されることとなりますが、お客さまの保有する投資信託受益権の権利内容やその適切な管理については、お客様にとって不利益になるような影響を及ぼすものではなく、お客さまにご不便をおかけするものではございませんのでご安心下さい。また、今回の約款変更、変更後約款に従った MUAM に対する投資信託受益権振替決済口座管理契約に基づく口座管理サービスのお申込み及び（当社から MUAM への）口座振替については、お客さまによる特段のお手続きは不要です（当社の現行約款と、お客様に新たに適用される MUAM の約款の相違点は、別添 2 をご確認ください）。

もし、MUAM が口座管理機関になることにご同意いただけない場合には、以下【異議のお申立てについて】をご確認のうえ、2026 年 12 月 21 日（月）必着で、MUAM へ異議申立書兼振替決済口座解約依頼書をご提出ください。ただし、当該期限までに MUAM において不備のない提出書類を受理できない場合には、次の①～③の事項に同意いただいたものとして取り扱い、お客さまの投資信託受益権を当社の振替決済口座から MUAM の振替決済口座へ振り替えさせていただきますので、予めご了承願います。

① MUAM の約款に基づき、MUAM に対して投資信託受益権振替決済口座管理契約の申込みを行うこと
② お客さまの投資信託受益権を、当社の振替決済口座から MUAM の振替決済口座へ振り替えること
③ 振替完了日をもって、当社との投資信託受益権振替決済口座管理契約が終了すること

【異議のお申立てについて】
仮にお客さまが MUAM による口座管理に同意されない場合は以下のお手続きをお願いいたします（同意される場合はお手続き不要です）。

- 2026 年 12 月 21 日（月）までに、別添 3「三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社への振替に係る異議申立書兼振替決済口座解約依頼書」（以下「異議申立書兼解約申込書」といいます）により MUAM あてに異議をお申し立てください。
- 異議申立書兼解約申込書をご提出いただいた場合には、当該申込書に基づき、投資信託受益権の全部解約および振替決済口座の解約手続きを進めさせていただきます。
- 異議のお申立てにあたっては、2026 年 12 月 21 日（月）必着で MUAM あてに異議申立書兼解約申込書をご提出いただく必要があります。

なお、MUAM では、2027 年 3 月を目途に、当該口座管理業務を含む直販事業（個人向けに対面で行っていた投資信託受益権の販売に関連する事業をいいます）を株式会社スマートプラスへ移管予定です。詳細につきましては、別途ご送付する MUAM からのご案内「スマートプラス社への口座移管実施に関するお知らせ」をご確認ください。

敬具

お問い合わせ先
三菱 UFJ アセットマネジメント〈ダイレクトセンター〉
0120-114387
受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

＜下線部を新たに第 7 条 3 項として追加＞

（他の口座管理機関への振替）
第 7 条　当社は、お客様から三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社を通じてお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、お客様から振替の申出があった投資信託受益権について、当該他の口座管理機関が、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社自らの募集又は私募にかかる銘柄の口座管理機関として、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社から指定されていない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

3　当社の業務の取り止めその他の事由により、当社が口座管理業務を継続できなくなった場合には、お客様のための口座管理業務を当社に委託している三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社が当該業務を引き継ぎます。当社は、あらかじめ、当該業務の引継ぎ、お客様と三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社との間で新たに投資信託受益権振替決済口座管理契約が成立すること、当該契約に適用される三菱UFJアセットマネジメント株式会社の約款の内容、投資信託受益権を当社の振替決済口座から三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替えることその他必要な事項をお客様に通知します。当該通知に定める期間内に当社所定の異議申立書兼振替決済口座解約依頼書の提出がない場合には、お客様が、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の約款に基づく投資信託受益権振替決済口座管理契約の申込みを行ったものとみなし、あわせて、お客様が、投資信託受益権を当社の振替決済口座から三菱UFJアセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替えることに同意したものとみなします。この場合、当社は当該投資信託受益権を三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替え、当社とお客様との間の契約は、当該振替が完了した日をもって終了します。なお、お客様が当該通知に定める異議申立期限までに当社所定の異議申立書兼振替決済口座解約依頼書を提出した場合には、当該提出をもって、お客様により三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社へ投資信託受益権を振り替えることへの異議のお申立てと併せて、現在保有されている投資信託受益権の全部解約の申込および当社との契約終了の意思表示が行われたものとして取り扱います。この場合、当社は当該投資信託受益権を三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社へ振り替えることなく、この契約は、当該異議申立書兼振替決済口座解約依頼書を受理した日をもって終了します。

別添１

投資信託受益権振替決済口座管理約款

（この約款の趣旨）

第1条 この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（三菱UFJアセットマネジメント株式会社の自らの募集又は私募にかかる受益権に限る。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を三菱UFJアセットマネジメント株式会社の指定する口座管理機関たる当社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第2条 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。

2 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

3 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第3条 振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて総合取引約款に定める「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い当社所定の手続により本人確認を行わせていただきます。

2 当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客様に三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてその旨を連絡いたします。

3 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

（契約期間等）

第4条 この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

2 この契約は、お客様又は当社から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

（当社への届出事項）

第5条 「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。

（取引の制限等）

第5条の2

(1) 当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

(振替の申請)

第6条 お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社に対し、振替の申請をすることができます。

1 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

2 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

3 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの
(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

4 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

5 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

6 販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

7 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの

2 お客様が振替の申請を行うに当っては、その原則2営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章(又は署名)により記名押印(又は署名)して三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてご提出ください。

1 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数

2 お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

3 振替先口座及びその直近上位機関の名称
4 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
5 振替を行う日

3 前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が１口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

5 三菱UFJアセットマネジメント株式会社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第7条 当社は、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、お客様から振替の申出があった投資信託受益権について、当該他の口座管理機関が、三菱UFJアセットマネジメント株式会社自らの募集又は私募にかかる銘柄の口座管理機関として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社から指定されていない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

3 当社の業務の取り止めその他の事由により、当社が口座管理業務を継続できなくなった場合には、お客様のための口座管理業務を当社に委託している三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社が当該業務を引き継ぎます。当社は、あらかじめ、当該業務の引継ぎ、お客様と三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間で新たに投資信託受益権振替決済口座管理契約が成立すること、当該契約に適用される三菱UFJアセットマネジメント株式会社の約款の内容、投資信託受益権を当社の振替決済口座から三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替えることその他必要な事項をお客様に通知します。当該通知に定める期間内に当社所定の異議申立書兼振替決済口座解約依頼書の提出がない場合には、お客様が、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の約款に基づく投資信託受益権振替決済口座管理契約の申込みを行ったものとみなし、あわせて、お客様が、投資信託受益権を当社の振替決済口座から三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替えることに同意したものとみなします。この場合、当社は当該投資信託受益権を三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替え、当社とお客様との間の契約は、当該振替が完了した日をもって終了します。なお、お客様が当該通知に定める異議申立期限までに当社所定の異議申立書兼振替決済口座解約依頼書を提出した場合には、当該提出をもって、お客様により三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社へ投資信託受益権を振り替えることへの異議のお申立てと併せて、現在保有されている投資信託受益権の全部解約の申込および当社との契約終了の意思表示が行われたものとして取り扱います。この場合、当社は当該投資信託受益権を三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社へ振り替えることなく、この契約は、当該異議申立書兼振替決済口座解約依頼書を受理した日をもって終了します。

（担保の設定）

第8条 お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお申し出があり、当社が認めた場合についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

（抹消申請の委任）

第9条 振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行

われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。

（お客様への連絡事項）
第10条 当社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて投資信託受益権について、お客様に残高照合のためのご報告を行います。
2 前項の残高照合のための報告は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社と連名で取引残高報告書により行います。
3 取引残高報告書によるご報告は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が残高照合のための報告内容を含めて1年に1回以上行います。投資信託受益権に異動が生じた場合、取引残高報告書によるご報告は四半期に1回以上行います。
4 当社は三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて投資信託受益権の残高について照会のあったときは、遅滞なく三菱UFJアセットマネジメント株式会社に回答いたします。
5 三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（届出事項の変更手続き）
第11条 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
2 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、この契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
3 第1項による変更後は、変更後の印影、住所又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。

（当社の連帯保証義務）
第12条 機構又は日本証券代行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第 11 条第 2 項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。
1 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は日本証券代行株式会社において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務
2 その他、機構又は日本証券代行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）
第13条 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が自ら募集又は私募の取り扱いを行っていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
2 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお客様にその取扱いの可否を通知します。

（解約等）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第７条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金していただく場合があります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

1 お客様から解約のお申し出があった場合
2 お客様がこの約款に違反したとき
3 当社が三菱UFJアセットマネジメント株式会社と協議の上定める所定の期間残高がない場合
4 お客様が第 19 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき
5 お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき
6 お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
7 やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

2 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。

（解約時の取扱い）

第15条 前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第16条 法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

（免責事項）

第17条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

1 第 11 条第1項による届出の前に生じた損害
2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
3 依頼書に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
5 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合に生じた損害
6 第 16 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害

（振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意）

第18条 振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された三菱UFJアセットマネジメント株式会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を三菱UFJアセットマネジメント株式会社とともに当社が代って行うこと並びに第 3 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1 振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
2 その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等（受益証券の提出など）
3 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること

（この約款の変更）

第19条 この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548 条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

2026 年 11 月 17 日現在
（口座管理機関名）三菱UFJ信託銀行株式会社

平成 19 年 1 月 1 日 制定

平成 21 年 1 月 5 日 改正

2020 年 9 月 1 日 改正

2023 年 10 月 1 日 改正

2026 年 11 月 17 日 改正

以上

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026年11月17日現在）	新約款（MUAMの制定する約款）
（この約款の趣旨） 第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（三菱UFJアセットマネジメント株式会社の自らの募集又は私募にかかる受益権に限る。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を三菱UFJアセットマネジメント株式会社の指定する口座管理機関たる当社（以下「当社」といいます。）に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。	（この約款の趣旨） 第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権（三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」といいます。）の自らの募集又は私募にかかる受益権に限る。以下同じ。）に係るお客様の口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。 ２　振替決済口座の管理については、総合取引約款本文の定めにかかわらず、この約款の規定が優先して適用されるものとします。 ３　この約款に定めのない事項については、総合取引約款本文の定めによるものとします。
（振替決済口座） 第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 ２　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 ３　当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。	（振替決済口座） 第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。 ２　振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。 ３　当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。
（振替決済口座の開設） 第３条　振替決済口座の開設に当っては、あらかじめ、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて総合取引約款に定める「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い当社所定の手続により本人確認を行わせていただきます。 ２　当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座	（振替決済口座の開設） 第３条　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から総合取引約款に定める「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い当社所定の手続により本人確認を行わせていただきます。 ２　当社は、お客様から「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026 年 11 月 17 日現在）	新約款（MUAM の制定する約款）
を開設し、お客様に三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてその旨を連絡いたします。 ３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。	を開設し、お客様にその旨を連絡いたします。 ３　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、この約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。
（契約期間等） 第４条　この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。 ２　この契約は、お客様又は当社から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。	（削除）
（当社への届出事項） 第５条「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。	（当社への届出事項） 第４条「振替決済口座設定申込書」に押捺された印影及び記載された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。
（取引の制限等） 第５条の２ （1）当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （2）前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 （3）前２項に定めるいずれの取引の制限につい	（取引の制限等） 第５条　当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、総合取引約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 ２　前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、総合取引約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 ３　前2項に定めるいずれの取引の制限について

別添 2

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款(2026 年 11 月 17 日現在)	新約款(MUAM の制定する約款)
ても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。	も、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。
(振替の申請) 第 6 条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社に対し、振替の申請をすることができます。	(振替の申請) 第 6 条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
1　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの 2　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの	①　差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの ②　法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
3　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)	③　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
4　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)	④　償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。)中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
5　償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)	⑤　償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
6　販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの	⑥　販社外振替(振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
イ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)	イ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
ロ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日	ロ　収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ハ　償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)	ハ　償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
ニ　償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の	ニ　償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026年11月17日現在）	新約款（MUAMの制定する約款）
前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） ホ　償還日 ヘ　償還日翌営業日 7　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの	前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。） ホ　償還日 ヘ　償還日翌営業日 ⑦　振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
2　お客様が振替の申請を行うに当っては、その原則2営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）して三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてご提出ください。 1　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 2　お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 3　振替先口座及びその直近上位機関の名称 4　振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 5　振替を行う日	2　お客様が振替の申請を行うに当っては、その原則2営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）してご提出ください。 ①　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数 ②　お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 ③　振替先口座及びその直近上位機関の名称 ④　振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別 ⑤　振替を行う日
3　前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。 4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。 5　三菱UFJアセットマネジメント株式会社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。	3　前項第1号の口数は、1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。 4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。 5　当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。
（他の口座管理機関への振替） 第7条　当社は、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、お客様から振替の申出があった投	（他の口座管理機関への振替） 第7条　当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取り

別添 2

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026 年 11 月 17 日現在）	新約款（MUAM の制定する約款）
資信託受益権について、当該他の口座管理機関が、三菱UFJアセットマネジメント株式会社自らの募集又は私募にかかる銘柄の口座管理機関として、三菱UFJアセットマネジメント株式会社から指定されていない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。	扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。
2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。	2　前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。
3　当社の業務の取り止めその他の事由により、当社が口座管理業務を継続できなくなった場合には、お客様のための口座管理業務を当社に委託している三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社が当該業務を引き継ぎます。当社は、あらかじめ、当該業務の引継ぎ、お客様と三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社との間で新たに投資信託受益権振替決済口座管理契約が成立すること、当該契約に適用される三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の約款の内容、投資信託受益権を当社の振替決済口座から三菱UFJアセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替えることその他必要な事項をお客様に通知します。当該通知に定める期間内に当社所定の異議申立書兼振替決済口座解約依頼書の提出がない場合には、お客様が、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の約款に基づく投資信託受益権振替決済口座管理契約の申込みを行ったものとみなし、あわせて、お客様が、投資信託受益権を当社の振替決済口座から三菱UFJアセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替えることに同意したものとみなします。この場合、当社は当該投資信託受益権を三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座へ振り替え、当社とお客様との間の契約は、当該振替が完了した日をもって終了します。なお、お客様が当該通知に定める異議申立期限までに当社所定の異議申立書兼振替決済口座解約依頼書を提出した場合には、当該提出をもって、お客様により三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社へ投資信託受益権を振り替えることへの異議のお申立てと併せて、現在保有されている投資信託受益権の全部解約の申込および当社との契約終了の意思表示が行われたものとして取り扱います。この場合、当社は当該投資信託受益権を三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社へ振り替えることなく、この契約は、当該異議申立書兼振替決済口座解約依頼書を受理した日をもって終了します。	3　当社の業務の取り止めその他の事由により、お客様の投資信託受益権を他の口座管理機関へ振り替える必要がある場合には、当社はあらかじめその旨および当該他の口座管理機関の名称をお客様に通知します。かかる通知の後、当社が定める相当な期間（30　日以上とします。）内に当社所定の異議申し立て書類によりお客様から異議のお申し出がない場合には、本条に定める振替についてご同意いただいたものとみなし、当社は他の口座管理機関への振替を行うことができるものとします。振替を行った後、当社との契約は当該振替の完了日をもって終了します。

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026年11月17日現在）	新約款（MUAMの制定する約款）
（担保の設定） 第８条　お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお申し出があり、当社が認めた場合についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。	（担保の設定） 第８条　お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。
（抹消申請の委任） 第９条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代ってお手続きさせていただきます。	（抹消申請の委任） 第９条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、お客様の請求による解約、償還又は信託の併合が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。
（お客様への連絡事項） 第10条　当社は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて投資信託受益権について、お客様に残高照合のためのご報告を行います。 ２　前項の残高照合のための報告は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社と連名で取引残高報告書により行います。 ３　取引残高報告書によるご報告は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が残高照合のための報告内容を含めて１年に１回以上行います。投資信託受益権に異動が生じた場合、取引残高報告書によるご報告は四半期に１回以上行います。 ４　当社は三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて投資信託受益権の残高について照会のあったときは、遅滞なく三菱UFJアセットマネジメント株式会社に回答いたします。 ５　三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。	（お客様への連絡事項） 第10条　当社は、投資信託受益権について、お客様に残高照合のためのご報告を行います。 ２　前項の残高照合のための報告は、取引残高報告書により行います。 ３　取引残高報告書によるご報告は、残高照合のための報告内容を含めて1年に1回以上行います。投資信託受益権に異動が生じた場合、取引残高報告書によるご報告は四半期に1回以上行います。 ４　当社は投資信託受益権の残高について照会のあったときは、遅滞なく回答いたします。 ５　当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。
（届出事項の変更手続き） 第11条　印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」	（届出事項の変更手続き） 第11条　印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によりお手続きください。この場合、「個人番号カード」、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026年11月17日現在）	新約款（MUAMの制定する約款）
等の書類をご提出願うことがあります。 ２　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、この契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 ３　第1項による変更後は、変更後の印影、住所又は名称、住所等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所等とします。	提出願うことがあります。 ２　前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、総合取引約款に基づく契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。 ３　第1項による変更後は、変更後の印影、住所又は名称、住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住所、共通番号等とします。
（当社の連帯保証義務） 第12条　機構又は日本証券代行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 １　投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は日本証券代行株式会社において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務 ２　その他、機構又は日本証券代行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務	（当社の連帯保証義務） 第　12　条　機構又は当社の上位の口座管理機関である野村信託銀行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。 ①　投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は野村信託銀行株式会社において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務 ②　その他、機構又は野村信託銀行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務
（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第13条　当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が自ら募集又は私募の取り扱いを行っていない銘柄その他の当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。 ２　当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じてお客様にその取扱いの可否を通知します。	（機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知） 第13条　当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が自ら募集又は私募の取り扱いを行っていない銘柄については取り扱いません。 ２　当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、お客様にその取扱いの可否を通知します。

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026 年 11 月 17 日現在）	新約款（MUAM の制定する約款）
（解約等） 第 14 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第 7 条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金していただく場合があります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。 1　お客様から解約のお申し出があった場合 2　お客様がこの約款に違反したとき 3　当社が三菱UFJアセットマネジメント株式会社と協議の上定める所定の期間残高がない場合 4　お客様が第 19 条に定めるこの約款の変更に同意しないとき （新設） 5　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき 6　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき 7　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき 2　前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。 （解約時の取扱い） 第 15 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。 （緊急措置） 第 16 条　法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。	（解約等） 第 14 条　次の各号のいずれかに該当する場合には、総合取引約款に基づく契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を換金していただく場合があります。 ①　お客様から解約のお申し出があった場合 ②　お客様がこの約款に違反したとき ③　当社が定める所定の期間残高がない場合 ④　お客様が第19条に定めるこの約款の変更に同意しないとき ⑤　お客様が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき ⑥　お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出たとき ⑦　お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき ⑧　やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき 2　前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただく場合があります。 （解約時の取扱い） 第 15 条　前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。 （緊急措置） 第 16 条　法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

別添 2

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款(2026 年 11 月 17 日現在)	新約款(MUAM の制定する約款)
(免責事項) 第 17 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 1　第 11 条第1項による届出の前に生じた損害 2　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 3　依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害 4　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 5　前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合に生じた損害 6　第 16 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害	(免責事項) 第 17 条　当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ①　第11 条第1項による届出の前に生じた損害 ②　依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害 ③　依頼書に使用された印影(又は署名)が届出の印鑑(又は署名鑑)と相違するため、投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害 ④　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害 ⑤　前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合に生じた損害 ⑥　第16 条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生じた損害
(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 第 18 条　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された三菱UFJアセットマネジメント株式会社からの委任に基づき、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を三菱UFJアセットマネジメント株式会社とともに当社が代って行うこと並びに第 3 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 1　振替法附則第 32 条において準用する同法附則第14条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請 2　その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提出など) 3　振替法に基づく振替制度に移行した特例投資	(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する同意) 第 18 条　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請について、第 1 号及び第 2 号に掲げる諸手続き等を当社が行うこと並びに第 3 号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。 ①　振替法附則第 32 条において準用する同法附則第 14 条において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請 ②　その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要となる手続き等(受益証券の提

別添２

口座管理機関変更に伴う
投資信託受益権振替決済口座管理約款　比較表

現約款（2026年11月17日現在）	新約款（MUAMの制定する約款）
信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること （この約款の変更） 第19条　この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに三菱UFJアセットマネジメント株式会社を通じて店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。 2026年11月17日現在 （口座管理機関名）三菱UFJ信託銀行株式会社 平成19年1月1日　制定 平成21年1月5日　改正 2020年9月1日　改正 2023年10月1日　改正 2026年11月17日　改正 以上	出など） ③　振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、この約款の規定により管理すること （この約款の変更） 第19条　この約款は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。 2027年1月18日現在 （口座管理機関名）三菱UFJアセットマネジメント株式会社 令和9年1月18日　制定 以上

（注記1）
本表は、従前お客様が当社と締結している「投資信託受益権振替決済口座管理約款」（ただし、2026年11月17日付での変更後のもの）の内容と三菱UFJアセットマネジメント株式会社が今後新たに制定する約款を比較するためのものです。
（注記2）
下線を付した箇所は、実質的な変更箇所を示しています。
（注記3）
このほか、実質的な内容の変更を伴わない範囲で、表記の統一その他の軽微な修正を行っています。

別添 3

三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社への振替に係る異議申立書兼振替決済口座解約依頼書

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 御中

私は、貴社から通知を受けた「『投資信託受益権振替決済口座管理約款』の一部変更および口座管理機関変更のお知らせ」に関し、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社への口座振替については同意いたしかねますので、現在の振替決済口座にて保有する投資信託受益権の全部を解約するとともに、貴社にて開設した投資信託受益権振替決済口座の解約ならびに貴社との投資信託受益権振替決済口座管理契約の終了の申立てをします。
また、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社との総合取引口座についても解約を申し込みます。
なお、私は以下の事項を十分に理解し、同意します。

- 三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社への口座振替についての異議の申立てを行う場合は、私が貴社の振替決済口座にて保有する投資信託受益権の全部解約および貴社に開設した振替決済口座の解約に加え、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社との総合取引口座の解約手続も実施されること
- 2026 年 12 月 21 日（月）までに本依頼書を提出しない場合には、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社に対する振替決済口座管理契約の申込みを行ったものとして取り扱われ、あわせて、三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社の振替決済口座への口座振替について同意したものとして取り扱われること
- 投資信託受益権の一部解約または他の販売会社への移管等、投資信託受益権の全部解約および振替決済口座の解約以外の方法による異議の申立ては無効となること

異議申立日：　　年　　月　　日

ご印鑑

住所：

氏名：

※「ご印鑑」欄はお届出印を押印ください。

署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【別紙 2】「スマートプラス社への口座移管実施に関するお知らせ」

このたび、三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社（以下、弊社）は、個人のお客さまにご利用いただいております直販口座につきまして、誠に勝手ながら金融商品取引業者である「株式会社スマートプラス」（以下、「SP 社」といいます。）へ 2027 年 3 月頃（予定）に移管する運びとなりました。
今回のお知らせについて、移管をご希望される場合はお客さまに直ちにお手続きいただく事項はございません。移管をご希望されない場合にはお手続きが必要となりますので、「６．口座移管をご希望されない場合のお手続き」をご確認ください。

本件は、お客さまが保有するファンドの運用継続およびサービス提供体制の維持を目的として実施するものであり、移管後は一部のお手続きについて利便性の向上が見込まれます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．口座移管の背景

現在の直販サービスは、1998 年に旧山一證券投資信託委託株式会社より承継して以降、これまで弊社にて投資信託のご解約のみ受付を継続し、お客さまの残高管理を続けておりました。

弊社では、現在の直販サービスを将来にわたって安定的に提供するとともに、お客さまの利便性を高めるため、サービス提供体制について検討を重ねてまいりました。その結果、お客さまが保有されているファンドを継続して保有いただける方法として、会社分割の方法にて、対象事業に係る契約関係等を承継会社となる SP 社へ引き継ぎ、SP 社への口座移管を実施後は同社を通じて今後のサービスをご利用いただける体制に移行いたします。

SP 社は 2024 年 10 月に弊社の個人向けインターネット直販サービス「mattoco」の口座を移管した実績がある金融商品取引業者であり、現在も後継の投資信託サービス「mattoco+」を弊社と共同で運営しております。

お客さまへのご案内および口座移管は、以下の流れで進めてまいります。

- 2027 年 1 月頃まで：移管日、受付停止期間、最終注文受付日時を案内
- 2027 年 1 月下旬以降：SP 社から ID・初期パスワード等を郵送
- 2027 年 3 月頃：口座移管を実施

２．口座移管の実施予定時期

現在、口座移管の時期は 2027 年 3 月頃を予定しておりますが、以下の内容を含む詳細なスケジュールについては 2027 年 1 月頃までにあらためてご案内いたします。

①お手続き停止期間（口座のご解約のお申し込み、登録情報の変更等）

口座移管にあたり、以下のお客さまの口座に係る各種申請手続きについて、移管実施日までの約 2 週間受付を停止する予定です。

- 相続手続きに伴う承継口座の開設
- 口座ご解約のお申し込み
- ご登録情報の変更等の手続き

受付停止期間にご連絡いただいた申請につきましては、口座移管の後に順次対応させていただきます点、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。具体的な停止期間については、2027 年 1 月頃までにあらためてご案内いたします。

②口座移管作業実施前のお取引について（最終受付日時の予定）

お取引（保有商品のご解約）に係るご注文は、口座移管作業実施日の前営業日 16 時まで※受付いたします。口座移管作業実施前の最終受付日時につきましては、2027 年 1 月以降にあらためてご案内いたします。

※ファンドごとに解約受付時間が異なります。お取引（保有商品のご解約）について、くわしくは次項に記載の弊社窓口までお問い合わせください。

3．移管実施後のご利用開始に関する具体的なお手続き（初回ログイン等）について

口座移管に伴い、SP 社のシステムにおいて新たに Web ページへのログインを行っていただく必要がございます。ID、初期パスワード等の詳細なお手続き方法につきましては、SP 社より、2027 年 1 月下旬以降に個別にお客さまへ郵送にてご案内を予定しております。

なお、Web ページでの操作が困難なお客さまにおかれましては、SP 社のコールセンターにてお電話でのご連絡・受付等を実施いたします。

スマートプラスのご連絡先については 2027 年 1 月以降に順次ご案内予定です。

4． 口座移管後のお取引について

口座移管後のご解約の受け付けは、SP 社にて、お電話または Web で承ります。移管後のお取引（保有商品のご解約）受付窓口等に関する情報は、2027 年 1 月頃までにあらためてご案内いたします。

5．既存の「mattoco+」との違いについて

口座移管後の SP 社サービスは、SP 社と弊社が共同で運営する投資信託サービス「mattoco+」とは別のサービスとなり、SP 社への口座移管に伴って mattoco+へ自動的に移行するものではありません。

あくまで任意ではございますが、お客さまのご意向・ご要望に応じ所定のお手続きをいただくことで、「mattoco+」をご利用いただくことも可能です。概要についてはこちらも併せてご覧ください。
https://app.mattoco-plus.jp/servicePoint

６．口座移管をご希望されない場合のお手続き

SP 社への口座移管をご希望されないお客さまは、口座移管実施前に弊社へ口座解約のご連絡を行っていただく必要がございます。移管直前の時期は混雑等によりお手続きに時間を要することが予想されますので、移管を希望されない場合は十分な余裕をもって口座ご解約のご連絡をお願いいたします。なお、SP 社への口座移管後であっても口座のご解約は可能です。

口座ご解約のご連絡がなかった場合、現在口座を保有いただいているすべてのお客さまを対象に、原則として移管実施日に口座を移管いたします。弊社とお客さまとの間で締結した各種契約上の地位や権利義務、既存の対面直販サービスの口座情報、保有いただいているお客さまの保有商品の残高、個人情報等は会社分割の対象となり、SP 社に引き継がれます。そのため、口座移管をご希望されない場合を除き、事前にお客さまご自身でお手続き等をいただく必要はございません。

口座移管にあたり、お客さまにおかれましては一時的にご不便をおかけいたしますが、引き続きご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。その他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】
三菱ＵＦＪアセットマネジメント（ダイレクトセンター）専用フリーダイヤル：0120-114-387
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

（移管実施後のご連絡先）
【口座に関するお問い合わせ】
スマートプラスのご連絡先については 2027 年 1 月以降に順次ご案内予定です。

【保有商品に関するお問い合わせ】
三菱ＵＦＪアセットマネジメント フリーダイヤル：0120-151-034
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

以上

＜株式会社スマートプラスについて＞
会社名　：　株式会社スマートプラス　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 3031 号
所在地　：　東京都千代田区九段北 1 丁目 8 番 10 号　住友不動産九段ビル 9 階
加入協会：　日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人資産

運用業協会
公式サイト　：　https://smartplus-sec.com/

【本資料のご利用にあたっての注意事項】
■本資料は、三菱ＵＦＪアセットマネジメントがお客さまへのご案内を目的に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、スマートプラス社（または販売会社）よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
■本資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
■投資信託にはリスク（投資元本を割り込むおそれ）があり、購入には費用（手数料等）がかかります。mattoco+における投資信託のリスクと費用の詳細は以下をご覧ください。
https://app.mattoco-plus.jp/riskAndCost

＜口座開設・お取引に関するご留意事項について＞以下は、任意で mattoco+の利用を希望される場合の留意事項です。
■mattoco+で取引が行われる投資信託を管理するための証券口座は第一種金融商品取引業者であるスマートプラスに開設され、投資信託のお取引についてもスマートプラスとの間の契約となります。
■証券口座の開設にあたってはスマートプラス所定の審査が行われ、必ずしも事前に口座開設が約束されるものではありません。
■スマートプラスでお取引いただくこととなった際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。

三菱ＵＦＪアセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 404 号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会

【ご参考】総合取引約款　新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
第1章　総合取引	第1章　総合取引
1.［約款の趣旨］ この約款は、投資信託受益証券または投資法人投資証券(以下「受益証券等」といいます。)および振替制度において取扱う投資信託受益権(以下「投資信託受益権」といいます。)に関する取引についてお客様と三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。お客様は、この約款中の各章に掲げる事項をご承諾いただき、自らのご判断と責任において取引を行うものとします。	1.［約款の趣旨］ この約款は、振替制度において取扱う投資信託受益権(以下「投資信託受益権」といいます。)に関する取引についてお客様と三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。お客様は、この約款中の各章に掲げる事項をご承諾いただき、自らのご判断と責任において取引を行うものとします。
2.［総合取引の利用］ お客様は、この約款に基づいて次に掲げる取扱い(以下「総合取引」といいます。)をいつでもご利用いただけます。 お客様の当社における口座のすべての受益証券等および投資信託受益権の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭をお客様のあらかじめ指定する預金口座に振込む方法(以下「金銭の振込先指定方式」といいます。)による取扱い。	2.［総合取引の利用］ お客様は、この約款に基づいて次に掲げる取扱い(以下「総合取引」といいます。)をいつでもご利用いただけます。 お客様の当社における口座のすべての投資信託受益権の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭をお客様のあらかじめ指定する預金口座に振込む方法(以下「金銭の振込先指定方式」といいます。)による取扱いといたします。
3.［申込方法等］ (1) お客様は、所定の申込書に必要事項をご記入のうえ署名捺印し、これを当社に提出することによって総合取引をお申込みいただくものとし、お客様の知識、投資経験、財産の状況、及び投資目的等を総合的に勘案の上、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い当社所定の手続により本人特定事項等の確認(以下、「取引時確認」といいます。)を行わせていただきます。 (2) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の関係法令等(以下番号法といいます。)の定めに従って、口座を開設するとき、個人番号の通知を受けたとき、番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の個人番号を当社に提出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	3.［申込方法等］ (1) お客様は、所定の申込書に必要事項をご記入のうえ署名捺印し、これを当社に提出することによって総合取引をお申込みいただくものとし、お客様の知識、投資経験、財産の状況、及び投資目的等を総合的に勘案の上、当社が承諾した場合に限り総合取引を開始することができます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い当社所定の手続により本人特定事項等の確認(以下「取引時確認」といいます。)を行わせていただきます。 (2) お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律その他の関係法令等(以下「番号法」といいます。)の定めに従って、口座を開設するとき、個人番号の通知を受けたとき、番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の個人番号を当社に提出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
4.［届出印鑑］ お客様には総合取引申込み時に印鑑を届出ていただきます。	4.［届出印鑑］ お客様には総合取引申込み時に印鑑を届出ていただきます。
5.［取引時確認］ (1) 当社とお取引いただくに際しての取引時確認の手続きは、原則次に定める方法のほか、当社が別途定める方法により行うものとします。 売買のお申込者が口座開設申込者本人かどうかの確認は、当社が発番するお客様口座番	5.［取引時確認］ (1) 当社とお取引いただくに際しての取引時確認の手続きは、原則次に定める方法のほか、当社が別途定める方法により行うものとします。 売買のお申込者が口座開設申込者本人かどうかの確認は、当社が発番するお客様口座番

【ご参考】総合取引約款　新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
号、住所、氏名または名称および生年月日等により行い、当社に登録された内容との一致を確認した場合には、売買のお申込者を口座開設申込者本人とみなします。 (2)　お客様は、自らまたはその代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明・保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (3)　当社は、お客様に対し、いつ何時でも、お客様が反社会的勢力に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料(個人の場合、職業や就業先・勤務先等に関する情報、法人の場合、本店所在地およびその他の事務所所在地、主たる株主および取引先等に関する情報)の提供を求めることができるものとします。	号、住所、氏名または名称および生年月日等により行い、当社に登録された内容との一致を確認した場合には、売買のお申込者を口座開設申込者本人とみなします。 (2)　お客様は、自らまたはその代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明・保証し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 (3)　当社は、お客様に対し、いつ何時でも、お客様が反社会的勢力に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料(個人の場合、職業や就業先・勤務先等に関する情報、法人の場合、本店所在地およびその他の事務所所在地、主たる株主および取引先等に関する情報)の提供を求めることができるものとします。
6.［金銭の受渡清算方法］ (1)　銀行振込みによる受益証券等および投資信託受益権の買付代金のご入金の場合、お客様は買付代金を原則あらかじめ当社の指定する銀行預金口座へお振込みいただくものとします。 (2)　銀行振込みによる解約代金、売却代金、払戻金もしくは償還金(以下「償還金等」といいます。)および収益分配金もしくは金銭の分配の額(以下「収益分配金等」といいます。)の代金のお受取りの場合、当社はその代金の受渡日以降に、お客様が金銭の振込先指定方式によりあらかじめ指定した銀行預金口座へ振込むものとします。	6.［金銭の受渡清算方法］ (1)　銀行振込みによる投資信託受益権の買付代金のご入金の場合、お客様は買付代金を原則あらかじめ当社の指定する銀行預金口座へお振込みいただくものとします。 (2)　銀行振込みによる解約代金、売却代金、払戻金もしくは償還金(以下「償還金等」といいます。)および収益分配金もしくは金銭の分配の額(以下「収益分配金等」といいます。)の代金のお受取りの場合、当社はその代金の受渡日以降に、お客様が金銭の振込先指定方式によりあらかじめ指定した銀行預金口座へ振込むものとします。
第2章　保管会社への受益証券等の保護預けに関する取扱い	(削除)
7.［保管会社との保護預り契約］ (1)　お客様は当社の取扱う受益証券等の保護預りについて三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「保管会社」といいます。)と保護預り口座設定申込書に基づいて保護預り契約を締結していただきます。この場合、保護預り口座設定申込書は当社を経由して、当該受益証券等については当社がお客様にかわって、保管会社に引き渡します。 (2)　お客様が当社で取得の申込みをされた受益証券等は特にお申し出がない限り上記(1)の契約に基づき保管会社に保護預けいただきます。ただし、信託約款等においてその収益分配金等を当該受益証券等に再投資することが定められている受益証券等については、当該信託約款等に基づき、当該再投資により取得される受益証券等を含めて当該保管会社に保護預	(削除)

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
けいただきます。	
8.［収益分配金等の支払いにかかる保護預り証券の返還に準ずる取扱い］ お客様に保護預けいただいた受益証券等(以下「保護預り証券」といいます。)の収益分配金等を当社がお支払いするときは、あらかじめ当社はお客様にかわって保管会社から収益分配金交付票の返還を受けます。	(削除)
9.［保護預り証券の返還］ (1) 保護預り証券の返還をご請求になるときは、保管会社所定の書面に必要事項をご記入、当社にお届出の印鑑に符合する印影を押捺のうえ、当社にお渡しください。当社は、お客様にかわって保管会社から保護預り証券の返還を受け、お客様にお渡しします。 (2) 保護預り証券のうちその信託約款等において、その収益分配金等を当該受益証券等に再投資することを規定する保護預り証券については、当該返還の請求があったときに、当該信託約款等に基づき、下記 10. ①に定める解約または払戻しのための返還の請求があったものとして取扱い、当該信託約款等に定める基準価額または解約価額により、これを解約または払戻し(当該信託約款等に基づき別途控除すべき額があるときはこれを控除し)、その金銭を引き渡します。 (3) 上記(1)の場合、お客様が保護預り証券の返還のご請求後 1 ヶ月以内にお引き取りにならない等やむを得ない事由によりお客様に受益証券等をお渡しできない場合、当社は、保管会社にお客様にかわってお預けいたしますので、あらためて保護預り証券の返還をご請求ください。	(削除)
10.［解約・償還等の保護預り証券の返還に準ずる取扱い］ 当社は次の場合には原則上記9. にかかわらず、保護預り証券の返還のご請求があったものとして、保管会社から保護預り証券の返還を受けます。 ①保護預り証券を解約・払戻しされる場合 ②保護預り証券が償還期限を迎えた場合	(削除)
11.［償還金等および収益分配金等の支払い］ 保護預り証券につき償還金等および収益分配金等の支払いがあるときは、当社は所定の手続きに従いお支払いします。	(削除)
12.［保管会社への届出事項の変更手続き］ (1) お届出事項を変更(印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)されるときは、保管会社所定の手続きに従って「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、当社にお届出の印鑑に符合する印影を押捺して当社にご提	(削除)

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
出ください。なお、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出いただくことがあります。 (2) 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、保管会社所定の手続きに従って必要書類等を当社にご提出ください。	
13.［受益証券等の預入れ］ 当社が取扱った受益証券等のうち、お客様が引き出された受益証券等を保管会社にあらためて保管されるときは、お客様より当該受益証券等を当社が受入れ後、遅滞なく「受入れ」を書面等にてお知らせします。	(削除)
14.［保管会社との保護預り契約の解約］ (1) お客様が保管会社と締結された保護預り契約を解約される場合は、保管会社所定の手続きに従って当該契約の解約の旨を当社にお申し出ください。 (2)下記31.により解約があった場合および下記35.により契約の終了があった場合は、お客様が保管会社と締結された保護預り契約の解約のお申し出があったものとして取扱います。	(削除)
第3章 口座管理機関における振替決済口座に関する取扱い	第2章 振替決済口座に関する取扱い
15.［口座管理機関との振替決済口座管理契約］ (1) お客様は当社の取扱う投資信託受益権の振替決済口座について三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「口座管理機関」といいます。)と「振替決済口座設定申込書」に基づいて投資信託受益権振替決済口座管理契約を締結していただきます。この場合、「振替決済口座設定申込書」は当社を経由して口座管理機関に引き渡します。 (2) お客様が当社で取得の申込みをされた投資信託受益権は全て上記(1)の契約に基づき口座管理機関における振替口座において管理いたします。	7.［当社との振替決済口座管理契約］ (1) お客様は当社の取扱う投資信託受益権の振替決済口座について、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に定めるところによるほか、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)その他の関係法令及び株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の「社債等に関する業務規程」その他の関連諸規則に基づき、当社との間で投資信託受益権に係る振替決済口座に関する取引を行うものとします。 (2) 当社は、振替法その他の関係法令および株式会社証券保管振替機構の業務規程その他の関連諸規則に従い、お客様の投資信託受益権を当社に開設する振替決済口座において管理します。 (3) お客様が当社で取得の申込みをされた投資信託受益権は、上記(2)の振替決済口座に記載または記録する方法により管理します。
16.［償還金等および収益分配金等の支払い］ 投資信託受益権につき償還金等および収益分配金等の支払いがあるときは、当社は所定の手続きに従いお支払いします。	8.［償還金等および収益分配金等の支払い］ 投資信託受益権につき償還金等および収益分配金等の支払いがあるときは、当社は所定の手続きに従いお支払いします。
17.［口座管理機関への届出事項の変更手続き］ (1) お届出事項を変更(印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)されるときは、	9.［届出事項の変更手続き］ (1) お届出事項を変更(印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。)されるときは、

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
口座管理機関所定の手続きに従って「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、当社にお届出の印鑑に符合する印影を押捺して当社にご提出ください。なお、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出いただくことがあります。 (2) 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、口座管理機関所定の手続きに従って必要書類等を当社にご提出ください。	当社所定の手続きに従って「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、当社にお届出の印鑑に符合する印影を押捺して当社にご提出ください。なお、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出いただくことがあります。 (2) 印章を喪失されたためお届出印鑑を改印される場合は、当社所定の手続きに従って必要書類等を当社にご提出ください。
18.［受益証券等の振替制度への移行手続き］ 当社が取扱った受益証券等のうち、お客様が引き出された受益証券等を口座管理機関において振替制度へ移行されるときは、投資信託受益権振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、社債、株式等の振替に関する法律その他の関係法令および株式会社証券保管振替機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。	(削除)
19.［口座管理機関との投資信託受益権振替決済口座管理契約の解約］ (1) お客様が口座管理機関と締結された投資信託受益権振替決済口座管理契約を解約される場合は、口座管理機関所定の手続きに従って当該契約の解約の旨を当社にお申し出ください。 (2) 下記 31. により解約があった場合および下記 35. により契約の終了があった場合は、お客様が口座管理機関と締結された投資信託受益権振替決済口座管理契約の解約のお申し出があったものとして取扱います。	(削除)
第 4 章 残高照合等の連絡	第 3 章 残高照合等の連絡
20.［残高照合等の連絡］ (1) 残高照合等のためのご報告は、保管会社または口座管理機関と連名で作成した「取引残高報告書」により行います。 (2) 「取引残高報告書」によるご報告は、当社が残高照合のための報告内容を含めて 1 年に 1 回以上行います。保管会社に保護預けいただきました受益証券等または口座管理機関において管理する投資信託受益権に異動が生じた場合、「取引残高報告書」による報告は四半期に 1 回以上行います。 (3) 当社は、「取引残高報告書」をお客様のお届けの住所、事務所の所在地に郵送いたしますので、その内容にご不審のあるときはすみやかに当社にご連絡ください。	10.［残高照合等の連絡］ (1) 残高照合等のためのご報告は、「取引残高報告書」により行います。 (2) 「取引残高報告書」によるご報告は、当社が残高照合のための報告内容を含めて 1 年に 1 回以上行います。当社において管理する投資信託受益権に異動が生じた場合、「取引残高報告書」による報告は四半期に 1 回以上行います。 (3) 当社は、「取引残高報告書」をお客様のお届けの住所、事務所の所在地に郵送いたしますので、その内容にご不審のあるときはすみやかに当社にご連絡ください。
第 5 章 預り金銭の取扱い	第 4 章 預り金銭の取扱い
21.［預り金銭の信託］ 当社は、お客様からお預りする金銭(お客様からお預りする金銭のうち、設定前の応募代金およびお客様に返還する前の売却代金、解約金、払戻金、収	11.［預り金銭の信託］ 当社は、お客様からお預りする金銭(お客様からお預りする金銭のうち、設定前の応募代金およびお客様に返還する前の売却代金、解約金、払戻金、収

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
益金、分配金、償還金、残余財産の分配金とします。以下、同じ。)またはその相当額について、金融商品取引法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法より、国内において信託会社または信託業務を営む金融機関に信託を行うものとします。	益金、分配金、償還金、残余財産の分配金とします。以下、同じ。)またはその相当額について、金融商品取引法第43条の2第2項に規定する方法に準じた方法より、国内において信託会社または信託業務を営む金融機関に信託を行うものとします。
22.［預り金銭の運用］ 21.により行う信託の信託財産に属する金銭は、以下に掲げる有価証券等で運用するものとします。 ①国債証券 ②地方債証券 ③公社、公庫および公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの ④商工組合中央金庫法第31条の規定による商工債、信用金庫法第54条の2第1項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法第8条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法第60条の規定による農林債 ⑤金融機関の合併及び転換に関する法律第8条第1項の規定による特定社債 ⑥貸付信託法に基づく受益証券であって元本補填の契約のあるもの ⑦担保付社債(償還及び利払いに遅延のないものに限る。) ⑧金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券(上記 21. で信託しなければならない額の3分の1に相当する範囲内に限る。) ⑨預金等(貯金を含む。利用する金融機関の範囲は以下の通りです。) イ. 銀行 ロ. 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫および労働金庫連合会 ハ. 農林中央金庫及び商工組合中央金庫 ニ. 信用協同組合及び信用共同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ホ. 金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関のうち、業として預金等の受入れをすることができるもの ⑩その他の運用先 イ. コール資金の貸付 ロ. 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸 ハ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条の規定により元本補填の契約をした金銭信託	12.［預り金銭の運用］ 11.により行う信託の信託財産に属する金銭は、以下に掲げる有価証券等で運用するものとします。 ①国債証券 ②地方債証券 ③公社、公庫および公団の発行する有価証券その他政府がその元利金の支払を保証しているもの ④商工組合中央金庫法第31条の規定による商工債、信用金庫法第54条の2第1項の規定による全国連合会債、長期信用銀行法第8条の規定による長期信用銀行債及び農林中央金庫法第60条の規定による農林債 ⑤金融機関の合併及び転換に関する法律第8条第1項の規定による特定社債 ⑥貸付信託法に基づく受益証券であって元本補填の契約のあるもの ⑦担保付社債(償還及び利払いに遅延のないものに限る。) ⑧金融商品取引業等に関する内閣府令第65条第2号イからハまでに掲げる投資信託の受益証券(上記 11. で信託しなければならない額の3分の1に相当する範囲内に限る。) ⑨預金等(貯金を含む。利用する金融機関の範囲は以下の通りです。) イ. 銀行 ロ. 信用金庫及び信用金庫連合会並びに労働金庫および労働金庫連合会 ハ. 農林中央金庫及び商工組合中央金庫 ニ. 信用協同組合及び信用共同組合連合会並びに業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会 ホ. 金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関のうち、業として預金等の受入れをすることができるもの ⑩その他の運用先 イ. コール資金の貸付 ロ. 受託者である信託銀行に対する銀行勘定貸 ハ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第6条の規定により元本補填の契約をした金銭信託
23.［預り金銭の返還］ 当社が次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、上記 21. により行う信託において当社の定める受益者代理人が必要と認めた場合は、受益	13.［預り金銭の返還］ 当社が次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、上記 11. により行う信託において当社の定める受益者代理人が必要と認めた場合は、受益

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
者代理人が一括して元本受益権を行使し、お客様に対して元本受益権に相当する額の金銭を返還いたします。この場合、お客様に返還する金額は、当社がお客様からお預りした金銭の範囲内になります。 ①金融商品取引法第52条第1項の規定により、同法第29条の登録を取り消されたとき ②金融商品取引法第52条第1項の規定による、業務の全部または一部の停止処分を受けたとき ③破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別清算開始の申立てを行うことを決定したとき ④委託業者が自ら投資運用業の廃止もしくは解散をすることを決定したとき ⑤委託業者が自ら第二種金融商品取引業を行わなくなることを決定したとき	者代理人が一括して元本受益権を行使し、お客様に対して元本受益権に相当する額の金銭を返還いたします。この場合、お客様に返還する金額は、当社がお客様からお預りした金銭の範囲内になります。 ①金融商品取引法第52条第1項の規定により、同法第29条の登録を取り消されたとき ②金融商品取引法第52条第1項の規定による、業務の全部または一部の停止処分を受けたとき ③破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始または特別清算開始の申立てを行うことを決定したとき ④委託業者が自ら投資運用業の廃止もしくは解散をすることを決定したとき ⑤委託業者が自ら第二種金融商品取引業を行わなくなることを決定したとき
第6章　金銭の振込先指定方式	第5章　金銭の振込先指定方式
24.［金銭の振込先指定方式］ 金銭の振込先指定方式とは、お客様の当社における口座のすべての受益証券等および投資信託受益権の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下本章において「金銭」といいます。)をお客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振込む方式をいいます。	14.［金銭の振込先指定方式］ 金銭の振込先指定方式とは、お客様の当社における口座のすべての投資信託受益権の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下本章において「金銭」といいます。)をお客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振込む方式をいいます。
25.［指定預金口座の取扱い］ 指定預金口座の名義は、原則として当社におけるお客様の口座名義と同一としていただきます。	15.［指定預金口座の取扱い］ 指定預金口座の名義は、原則として当社におけるお客様の口座名義と同一としていただきます。
26.［指定預金口座の確認］ (1) 当社は上記 25. により預金口座の指定があったときは、すみやかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。 (2) 万一、記載内容に相違があるときはすみやかに当社にお申し出ください。 (3) 当社が上記(1)の「指定預金口座ご確認のお願い」を送付した後の 1 週間は、振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みができないことがあります。	16.［指定預金口座の確認］ (1) 当社は上記 15. により預金口座の指定があったときは、すみやかに「指定預金口座ご確認のお願い」を送付しますので、記載内容を十分ご確認ください。 (2) 万一、記載内容に相違があるときはすみやかに当社にお申し出ください。 (3) 当社が上記(1)の「指定預金口座ご確認のお願い」を送付した後の 1 週間は、振込請求を受けましても、指定預金口座への金銭の振込みができないことがあります。
27.［指定預金口座の変更］ (1) 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。 (2) 変更申込み受付後の取扱いは上記26. に準じて行うものとします。	17.［指定預金口座の変更］ (1) 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。 (2) 変更申込み受付後の取扱いは上記16. に準じて行うものとします。
28.［金銭の受渡清算方法の指示］ 金銭の受渡清算方法については、本章に基づく振込みによる他、お客様のお申し出により当社がやむを得ないと認める場合には、その他の清算方法による場合があります。なお、その他の清算方法による	18.［金銭の受渡清算方法の指示］ 金銭の受渡清算方法については、本章に基づく振込みによる他、お客様のお申し出により当社がやむを得ないと認める場合には、その他の清算方法による場合があります。なお、その他の清算方法による

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
場合、当社はお客様の取引口座の口座番号およびご住所、氏名または名称、生年月日等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。	場合、当社はお客様の取引口座の口座番号およびご住所、氏名または名称、生年月日等によりお客様ご自身からの指示であることを確認することがあります。
29.［手数料］ 当社からお客様へお振込みする際の手数料は原則当社にて負担させていただきます。	19.［手数料］ 当社からお客様へお振込みする際の手数料は原則当社にて負担させていただきます。
第7章　雑則	第6章　雑則
30.［契約の締結の拒絶］ 当社は、次に掲げる事由に該当するときは、契約の締結に応じないものとします。 ①お客様またはその代理人が反社会的勢力であると判明したとき ②お客様またはその代理人が反社会的勢力に該当しないことの表明・保証、および将来にわたっても該当しないことの確約を拒否したとき ③当社よりお客様に対し、お客様が反社会的勢力に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料(個人の場合、職業や就業先・勤務先等に関する情報、法人の場合、本店所在地およびその他の事務所所在地、主たる株主および取引先等に関する情報)の提供を求めたにもかかわらず、その資料の提出を拒否したとき ④お客様が当社との取引に関し、お客様自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由があったとき	20.［契約の締結の拒絶］ 当社は、次に掲げる事由に該当するときは、契約の締結に応じないものとします。 ①お客様またはその代理人が反社会的勢力であると判明したとき ②お客様またはその代理人が反社会的勢力に該当しないことの表明・保証、および将来にわたっても該当しないことの確約を拒否したとき ③当社よりお客様に対し、お客様が反社会的勢力に該当するか否かに関する調査に必要と判断する資料(個人の場合、職業や就業先・勤務先等に関する情報、法人の場合、本店所在地およびその他の事務所所在地、主たる株主および取引先等に関する情報)の提供を求めたにもかかわらず、その資料の提出を拒否したとき ④お客様が当社との取引に関し、お客様自らまたは第三者を利用して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむをえない事由があったとき
31.[解約] 上記2.の取扱いは次の場合に解約されます。 ①お客様から契約の解約のお申し出があった場合 ②当社がお客様またはその代理人が上記30.の①から④に該当すると判断した場合において、当社が解約を申し出たとき ③お客様が当社との取引に関し、法令諸規則等に違反したときにおいて、当社がお客様に解約を申し出たとき ④お客様が当約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑤前各号に掲げるもののほか、お客様が当社においてお客様との取引継続が望ましくないと判断するような行為をし、またはそのような行為をするおそれのあるときにおいて、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑥下記34.に定めるこの約款の変更に同意されない場合 ⑦上記23.の①から⑤の手続きが生じたとき	21.［解約］ 上記2.の取扱いは次の場合に解約されます。 ①お客様から契約の解約のお申し出があった場合 ②当社がお客様またはその代理人が上記20.の①から④に該当すると判断した場合において、当社が解約を申し出たとき ③お客様が当社との取引に関し、法令諸規則等に違反したときにおいて、当社がお客様に解約を申し出たとき ④お客様が当約款の条項のいずれかに違反し、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑤前各号に掲げるもののほか、お客様が当社においてお客様との取引継続が望ましくないと判断するような行為をし、またはそのような行為をするおそれのあるときにおいて、当社がお客様に解約を申し出たとき ⑥下記24.に定めるこの約款の変更に同意されない場合 ⑦上記13.の①から⑤の手続きが生じたとき

【ご参考】総合取引約款　新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
32.［免責事項］ 当社は、次に掲げる損害についてはその責を負いません。 ①当社所定の証書等に押捺された印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭または保管会社から返還を受けた受益証券等を返還したことにより生じた損害 ②当社が上記 28. により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ③当社所定の手続きによる返還のお申し出がなかったため、または印影がお届出印と相違するために金銭または保管会社から返還を受けた受益証券等を返還しなかったことにより生じた損害 ④保管会社へのお預け当初から、保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があったことにより生じた損害 ⑤上記 31. の②から⑤の事由により本契約が解約されたことにより生じた損害 ⑥天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく金銭もしくは保管会社から返還を受けた受益証券等の返還が遅延したことにより生じた損害 ⑦当社の責めに帰さない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等や、その他やむを得ない事由により取扱いが遅延したり不能となったことにより生じた損害	22.［免責事項］ 当社は、次に掲げる損害についてはその責を負いません。 ①当社所定の証書等に押捺された印影とお届出印の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて金銭等を返還したことにより生じた損害 ②当社が上記 18. により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害 ③当社所定の手続きによる返還のお申し出がなかったため、または印影がお届出印と相違するために金銭等を返還しなかったことにより生じた損害 (削除) ④上記 21. の②から⑤の事由により本契約が解約されたことにより生じた損害 ⑤天災地変その他不可抗力により、この約款に基づく金銭等の支払が遅延したことにより生じた損害 ⑥当社の責めに帰さない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等や、その他やむを得ない事由により取扱いが遅延したり不能となったことにより生じた損害
33.［当社への届出事項の変更手続き］ (1) 氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所もしくは所在地、投資の目的、職業もしくは事業内容、法人の場合における実質的支配者、個人番号もしくは法人番号およびお届出印の変更など当社への届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。 (2) 上記(1)のお申し出があったときは、当社は、「戸籍抄本」、「印鑑証明書」、「個人番号カードの写し」、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。この場合、「印鑑証明書」のご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。 (3) 上記(1)の届出がないため、当社からお客様あての通知もしくは送付書類その他のものが延着したり、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき日時に到着したものとして取扱うことができるものとします。	23.［当社への届出事項の変更手続き］ (1) 氏名もしくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所もしくは所在地、投資の目的、職業もしくは事業内容、法人の場合における実質的支配者、個人番号もしくは法人番号およびお届出印の変更など当社への届出事項に変更があったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届出ていただきます。 (2) 上記(1)のお申し出があったときは、当社は、「戸籍抄本」、「印鑑証明書」、「個人番号カードの写し」、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。この場合、「印鑑証明書」のご提出ができないときは、当社の認める保証人の「印鑑証明書」をご提出ください。 (3) 上記(1)の届出がないため、当社からお客様あての通知もしくは送付書類その他のものが延着したり、または到着しなかった場合、当社は通常到着すべき日時に到着したものとして取扱うことができるものとします。
34.［本約款の変更］ (1) この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあります。 (2) 当社は、上記(1)の改定内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務	24.［本約款の変更］ (1) この約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。 (2) 当社は、上記(1)の改定内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務

【ご参考】総合取引約款 新旧対照表

改正前(旧)	改正後(新)
を課すものであるときは、改定事項を当社の定める方法によりお客様にご通知いたします。 (3) 上記(2)のご報告を郵送した日から起算して 20 日以内に異議のお申し出がなかった場合、この約款の改定にご同意をいただいたものとして取扱わせていただきます。	を課すものであるときは、改定事項を当社の定める方法によりお客様にご通知いたします。 (3) 上記(2)のご報告を郵送した日から起算して 20 日以内に異議のお申し出がなかった場合、この約款の改定にご同意をいただいたものとして取扱わせていただきます。
35.［契約の終了］ この約款に基づく取引が 1 年間なく、かつ保管会社で受益証券等の保護預りがない場合または口座管理機関で投資信託受益権の振替決済口座残高がない場合、総合取引契約は終了することがあります。	25.［契約の終了］ この約款に基づく取引が 1 年間なく、かつ当社で投資信託受益権の振替決済口座残高がない場合、総合取引契約は終了することがあります。
＜付 則＞ 預り証に関する扱い (1) 当社が本約款において定める「取引残高報告書」を交付する方式(以下「取引残高報告書方式」といいます。)とした後において、「取引残高報告書方式」とする以前に交付した「預り証」は無効とさせていただきます。なお、当社から「預り証」の回収要請を受けたとき、お客様はこれに応ずるものとします。 (2) 当社が「取引残高報告書方式」とする以前に交付した「預り証」を喪失または滅失された場合は、その旨をお届出のうえ、保管会社または口座管理機関所定の書面に必要事項を記載し、当社にお届出の印鑑に符合する印影を押捺して当社にご提出ください。	(削除)
以 上	以 上
(新設)	令和 9 年 1 月 18 日現在
(新設)	三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社
(平成 25 年 4 月 1 日改定) (平成 27 年 7 月 1 日改定) (平成 28 年 1 月 1 日改定) (令和 5 年 10 月 1 日改定) (新設)	(平成 25 年 4 月 1 日改定) (平成 27 年 7 月 1 日改定) (平成 28 年 1 月 1 日改定) (令和 5 年 10 月 1 日改定) (令和 9 年 1 月 18 日改定)
三菱 UFJ アセットマネジメント株式会社	(削除)

(注記1)本表は、今回当社が改定する総合取引約款と、従前の総合取引約款の内容を比較するものです。なお、左欄は比較参考情報として掲載するものであり、今後お客様に適用される内容は右欄の改定後の内容となります。

(注記2)下線を付した箇所は、主な変更箇所を示しています。

(注記3)このほか、実質的な内容の変更を伴わない範囲で、表記の統一その他の軽微な修正を行っています。